

令和元年9月13日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成31年(ワ)第1748号 保証金返還請求事件

口頭弁論終結日 令和元年8月6日

判 決

主 文

- 1 被告は、原告Aに対し、1679万3730円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、828万3132円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告Cに対し、992万4544円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告Dに対し、555万1500円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 5 被告は、原告Eに対し、935万4170円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 6 被告は、原告Fに対し、417万0655円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 7 被告は、原告Gに対し、1130万2400円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 8 被告は、原告Hに対し、1258万9560円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払え。
- 9 訴訟費用は被告の負担とする。
- 10 この判決は仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求めた裁判

## 1 請求の趣旨

主文同旨

## 2 請求の趣旨に対する答弁

- (1) 原告らの請求を棄却する。
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

## 第2 当事者の主張

### 1 請求原因

- (1) 被告は、インターネットを利用した通信販売業、飲食店の経営、農作物の生産、販売及び輸出等を営む株式会社である。
- (2) 原告らは、被告との間で、別紙契約目録記載のとおり、パートナー契約（以下「本件各契約」という。）を締結し、保証金を差し入れた。
- (3) 本件各契約では、原告らは販売代理店として、被告が提供する果物や商品を仕入れ、継続的に販売することになっており、契約期間は契約日より2年間となっている。

もともと、原告らは、本件各契約の定める契約期間中であっても、1か月前に書面による予告をすることによって、本件各契約を解約することができ、その場合、被告は本件各契約終了後に原告らに保証金を返還する義務を負う。この場合、原告らは被告に対し、違約金として1万円を支払う。

- (4) 原告らは、被告に対し、書面にて、同書面が被告に到達した日の翌日から1か月を経過した時点で、それぞれ本件各契約を解約することを通知し、同書面は平成31年4月6日に被告に到達した。また、原告らは、同書面にて併せて、被告に対し、本件各契約解約後1週間以内に別紙契約目録記載の保証金を返還するよう求めた。
- (5) よって、原告らは、被告に対し、保証金返還請求権に基づき、原告Aは、1679万3730円及びこれに対する令和元年5月15日か

ら支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Bは、828万3132円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Cは、992万4544円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Dは、555万1500円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Eは、935万4170円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Fは、417万0655円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Gは、1130万2400円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、原告Hは、1258万9560円及びこれに対する令和元年5月15日から支払済みまで商事法定利率年6分の割合による遅延損害金の支払を、それぞれ求める。

## 2 請求原因に対する認否

- (1) 請求原因(1)、(2)及び(4)は認める。
- (2) 請求原因(3)は、契約書の記載自体については認める。

### 理 由

- 1 請求原因(1)、(2)及び(4)は当事者間に争いがない。
- 2 証拠(甲A1、甲B1、甲C1、甲D1、甲E1、甲F1、甲G1、甲H1)及び弁論の全趣旨によれば、請求原因(3)の事実が認められる。
- 3 以上によれば、原告らの請求は、理由があるからこれをいずれも認容することとし、訴訟費用の負担につき民訴法61条を、仮執行宣言につき同法259条1項を、それぞれ適用して、主文のとおり判決する。

名古屋地方裁判所民事第7部

裁判官 曾 我 学